

令和4年度 認可保育所の指導検査 保育内容編

大田区こども家庭部
保育サービス課指導検査担当

保育内容の主な項目

- 令和4年度重点項目
- はじめに
- 保育の実施に関して留意すべき事項

- | | | | |
|----|-----------------|----|------------------------|
| 1 | 保育所保育に関する基本原則 | 17 | 衛生管理 |
| 2 | 養護教育に関する基本的事項 | 18 | 検便 |
| 3 | 保育の計画と記録 | 19 | 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検 |
| 4 | 全体的な計画の作成 | 20 | 食中毒事故対策 |
| 5 | 指導計画の作成 | 21 | 検食 |
| 6 | 保育日誌の作成 | 22 | 営業の届出等 |
| 7 | 保育内容等の評価 | 23 | 調理業務委託 |
| 8 | 保育時間、開所時間及び開所日数 | 24 | 保健計画 |
| 9 | 保育士の配置 | 25 | 児童健康診断 |
| 10 | 整備すべき帳簿 | 26 | 健康状態の把握 |
| 11 | 保護者との連携 | 27 | 虐待等への対応 |
| 12 | 小学校との連携 | 28 | 疾病等への対応 |
| 13 | 食事の提供の状況 | 29 | 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 |
| 14 | 延長保育の補食等について | 30 | 児童の安全確保 |
| 15 | 給食材料の用意、保管 | 31 | 負担させることが適当でない持ち物 |
| 16 | 児童の状況に応じた配慮 | | |

令和4年度の重点項目

1. 保育所保育指針の徹底

- (1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育
- (2) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画等の作成

2. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1) 児童の健康状態の把握
- (2) 児童虐待等についての対応
- (3) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

3. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
- (3) 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策
- (4) 感染症・食中毒等の予防対策

はじめに

児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある時は、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

保育の実施に関して留意すべき事項（保育全般に関わる配慮事項）

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

1 保育所保育に関する基本原則

観 点

基本的な考え方

保育の内容は適切か。

* 保育の役割

- ・ 入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい性格の場でなければならない。
- ・ 保育所における保育は、養護および教育を一体的に行うものであり、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各保育所の事情に応じて、適切に行わなければならない。

* 保育の目標

- ・ 乳児保育…3つの視点を目指す。「健やかにのびのびと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」
- ・ 1歳以上児…5つの領域を目指す。「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」
- ・ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

* 保育の方法…保育の目標を達成するために、保育士等は6つの事項に留意して保育していかなければならない。

* 保育の環境…保育所は、人、物、場などの環境が相互に関連し合い子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

* 社会的責任…説明責任、情報保護、苦情解決に努めなければならない

子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか

* 保育所は、子どもの人権に十分配慮をするとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第41条、第45条

「保育所保育指針」第1章 第2章

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1 [保育所] (3)

2 養護に関する基本的事項

観 点	基本的な考え方
養護の内容は適切か。	<p>* 養護の理念 保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。 保育における「教育」は、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。</p> <p>保育所における保育は、<u>養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。</u> 保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p> <p>* 養護に関わるねらい及び内容</p> <ul style="list-style-type: none">• 生命の保持• 情緒の安定

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」45条

「保育所保育指針」第1章 第2章

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2（2）第1-1〔保育所〕（3）

3 保育の計画と記録

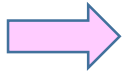
保育所保育指針に基づく指導計画

	園	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1.全体的な計画	○						
2.年間指導計画		○	○	○	○	○	○
3.月案		○	○	○	○	○	○
4.個別的な指導計画(月案)		○	○	○			
5.週案・日案		○	○	○	○	○	○
6.保育日誌		○	○	○	○	○	○
7.個人別記録 0・1歳児クラス		○	○				

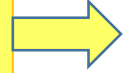
長期的な計画



短期的な計画



評価 保育の記録と



POINT

保育に必要な指導計画と記録は、上記表の通り。

- ◆保育所における保育は、計画とそれに基づく養護と教育が一体となった保育の実践を、保育の記録等を通じて振り返り、評価した結果を次の計画に活かしていく。

4 全体的な計画の作成

観 点	基本的な考え方
<p>全体的な計画を作成しているか。</p> <p>全体的な計画の内容は十分か。</p>	<p>* 全体的な計画 各保育所の「保育の方針」「目標」に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成すること。</p> <p>全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように作成すること。</p> <p>< 保育の実施・運営に関わる基本事項 ></p> <ul style="list-style-type: none">• 保育の基本原則（理念・目標・方法・環境・社会的責任）• 保育のねらい及び内容、配慮事項（養護と教育）• 保育内容等の評価（保育士等及び保育所の自己評価）• 健康支援 ・ 食育の推進 ・ 環境及び衛生管理と安全管理• 災害への備え• 保育所の特性をいかした子育て支援（保護者・地域）• 職員の資質向上 （職員の自己研鑽を支える組織の体制とマネジメント） など• 各保育園の実情に応じた創意工夫

POINT

◆子どもや家庭の状況、地域の実態等にあわせて実践していること等、各保育所が創意工夫について記載する。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第1章

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2（2）第1-1〔保育所〕（3）

5-1 指導計画の作成

観 点	基本的な考え方
長期的な指導計画が作成されているか。 ・年間指導計画、期ごとの計画、月案等の作成	*長期的な指導計画 全体的な計画に基づき、具体的な保育が展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した計画であること。 ・ねらい、配慮、保育内容（養護と教育）、保育内容に対する配慮、評価反省を記載し、 <u>全体的な計画と連動した内容を含む項目を整えるとよい。</u>
短期的な指導計画が作成されているか。 ・週案、日案等の作成	*短期的な指導計画 長期的な指導計画に関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した計画を作成すること。 ・ <u>全体的な計画、長期的な指導計画との関連性をもたせる。</u>
3歳未満児について、個別적인指導計画を作成しているか。	*個別적인指導計画 ・3歳未満児(0、1、2歳)については、 <u>個別적인指導計画を作成すること。</u>

POINT

- ◆指導計画は、全体的な計画に基づき立案すること。
- ◆個別적인指導計画は、子どもの発達過程や状況にあった内容が盛り込まれていること。
- ◆短期的な指導計画は、長期的な指導計画を踏まえたうえで、その時期の子どもがどのようなことに興味や関心をもっているのか、どのように遊んだり生活したりしているのかといった実態に即して作成する。
- ◆環境構成の見直しや遊びの継続など、子どもの遊びや生活に連続性が持てる内容など、より具体的な子どもの日々の生活に即した内容で作成する。

5-2 指導計画の作成（その他の指導計画）

観 点	基本的な考え方
指導計画に長時間にわたる保育が位置付けられているか。	子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置づけること。
障がいのある子どもの保育について指導計画の中に位置付けられているか。	一人一人の子どもの発達過程や特性を把握し、適切な環境の下で他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう指導計画に位置づけること。
異年齢保育の指導計画に年齢ごとのねらい、配慮が立案されているか。	異年齢の編成による保育は、子どもの発達差が大きいいため、保育のねらい、配慮は年齢ごとに作成する。

POINT

- ◆ 指導計画の中に特別な支援を要する児童の保育（障がいのある子どもの保育）の位置づけをする。個別の指導計画は、その子の発達過程や特性に応じて、少しずつ達成できるよう細やかに設定し、家庭、関係機関と連携した個別の指導計画を作成する。
- ◆ 異年齢の指導計画、保育日誌など記載する際は、活動内容は同じでも、保育のねらい、配慮等は年齢ごとに記載する。（土曜日合同保育も同様）

6 保育日誌の作成

観 点	基本的な考え方
保育日誌を作成しているか	<p>* 保育日誌の作成</p> <ul style="list-style-type: none">• 保育日誌は、保育の過程（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として、次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。
0、1歳児については個人別記録になっているか	<p>* 個人別記録</p> <ul style="list-style-type: none">• 0・1歳児は生活記録（食事、排泄、睡眠、体温等）と子どもの活動の様子を個人別に記録する。• 土曜日の保育状況については、合同日誌等への記載の場合でも、0・1歳児の個人別記録を記入すること。

POINT

- ◆0、1歳児は、クラス日誌の他に個人別記録を作成すること。生活記録には、食事、排泄、睡眠、体温等の項目があるとよい。個人別記録と別に作成してもよい。
- ◆クラス日誌の記載項目
日付、曜日、天気、児童の出欠状況（総数）、記録者、保育のねらい、配慮、主な活動の様子、園長確認印またはサイン等保育の振り返りの項目を整えること。
- ◆連絡帳の複写を個人別記録とする場合には、子どもの成長発達、情緒面等を裏面等に記入したり、余白に追記したりすること。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」 第1章

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」 第17条

7 保育内容等の評価

観 点	基本的な考え方
保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか	* 保育の計画や記録を通して、自ら保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や改善を図る。
保育所の自己評価を行っているか	* 保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない。
評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか	* 保育所は評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育内容等の改善を図ること。保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及び改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

POINT

保育所の自己評価 * 公表方法の具体例

- 園だよりなどの定期的な通信への掲載
- ホームページや地域の広報誌への掲載

(行事や保護者会のアンケート等の結果を保護者に公表していくとよい)

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」 第47条

「保育所保育指針」 第1章 第5章

8 保育時間、開所時間及び開所日数

観 点	基本的な考え方
保育時間、開所時間及び開所日数 ・開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられてるか	*原則11時間の開所時間を確保すること。 ・保育所は保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせ、保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することはできない。
休所（一部休所、家庭保育依頼）をしていないか	*休所（一部休所を含む）について ・夏季、年末年始、土曜保育依頼、卒園式や遠足に参加しない児童に対して、家庭保育を依頼することは認められていない。 ・運動会、発表会等、午前のみで終了する行事の開催日において、午後の休所や家庭保育依頼は認められていない。

POINT

*大田区では、令和3年4月以降、土曜日における入所児童の利用希望が無い日または時間帯については、施設の開所を求めないこととします。ただし、この場合においても、緊急連絡先を保護者に事前に周知し、当日の利用希望にも対応が出来るように態勢を整えておいてください。

〔根拠法令等〕

「児童福祉法」第39条

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第44条

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第17条

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2（2）第1-1[保育所]（3）

「民間保育所に対する運営費実施要綱」第8条

「土曜日閉所減算に係る取り扱いについて」

9 保育士の配置

観 点	基本的な考え方
保育士が適正に配置されているか	* 基準に基づいた保育士の適正配置 ・ 児童が1名しかいない場合でも、常勤保育士1名を含む2名以上の保育士を、常時配置すること。 ・ 常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む組やグループに関わる必要保育士数が2名以上の場合は2人以上）配置すること。

乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上を保育士の員数とすることとする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時二人を下回ってはならない。

◎大田区の法外援護費により、1歳児は子ども5人につき保育士1人以上、3歳児は国の公定価格（3歳児配置加算）により子ども15人に保育士1人以上の配置となっています。

POINT

- ◆施設長は、保育士の勤務体制や勤務実績の誤りや記載漏れがないか確認し、保育士を適正に配置すること。
- ◆職員が適正に配置されていることがわかるように、勤務実績、子どもの登降園の時間等を記録しておくこと。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第43条

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第16条

「保育所設置認可等事務取扱要綱」第2-4(1)

「保育所分園の設置運営について」

「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」

「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」

「民間保育所に対する運営費実施要綱」第5条(2)別表第1

10 整備すべき帳簿

観 点	基本的な考え方
児童出欠簿を作成しているか	<ul style="list-style-type: none">*児童出欠簿が作成され、記録漏れがないこと。•児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、すべての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。
児童票を作成しているか	<ul style="list-style-type: none">*児童票を作成し、児童の保育経過等を記録すること。•児童票には、個々の児童の状況を把握するものとして、保育上必要最低限の家庭状況等の参考記録が必要である。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第17条
「保育所保育指針」第1章

11 保護者との連携

観 点	基本的な考え方
保護者との連携は十分か。	<ul style="list-style-type: none">*3歳未満児については、連絡帳を備えること。

〔根拠法令等〕 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」 第46条
「保育所保育指針」第1章 2章 3章 4章
「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2（2）第1-1〔保育所〕（3）

12 小学校との連携 (保育所児童保育要録)

観 点	基本的な考え方
保育所児童保育要録を作成しているか。	<p>* 保育所児童保育要録を作成し、小学校へ送付する。</p> <ul style="list-style-type: none">• 園長、担任名は自署する。• 作成した保育所児童保育要録は、その写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付する。• 保育所児童保育要録の原本は児童が小学校を卒業するまでの間、園で保存することが望ましい。 <p>※令和元年度より、新しい様式となり区で統一されています。</p>

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第2章

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)

「保育所保育指針の適用に際しての留意事項」

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

13-1 食事の提供の状況（食育計画）

観 点	基本的な考え方
食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成されているか	* 食育計画は、全体的な計画に基づいて作成する。 * 食育計画に、評価・反省を記載し、改善するように努めること。

POINT

- ◆食育計画は、行事やクッキングの予定だけでなく、日々の食事を提供するにあたり、楽しく食事ができるように、子どもの年齢発達に合わせた計画を作成すること。
- ◆定期的に評価、振り返りを記録に残し、保育実践にいかすこと。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条

「保育所保育指針」第3章

「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する援助及び指導について」

「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」

13-2 食事の提供の状況（食事計画・献立）

観 点	基本的な考え方
<p>給与栄養量の目標の設定しているか。</p> <p>給食会議による情報の共有を図っているか。</p> <p>献立を適切に作成しているか。</p> <p>献立に従って食事を提供しているか。</p>	<p>* 離乳食（三回食以降）、3歳未満児、3歳以上児の給与栄養量の目標を設定する。</p> <p>* 給食会議は、献立内容、調理、盛り付け、配膳、喫食等を踏まえ、施設長を含む関係者（栄養士、調理師・保育士等）が情報を共有し、次月の食事計画にいかしていくこと。また会議内容を記録を残し、職員と共有すること。</p> <p>* 児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び施行を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立にすること。</p> <p>* 季節感や地域性などを考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮し、簡易な食事の提供はしないこと。</p> <p>* 保育施設で提供する食事（昼食、おやつ、延長保育時の補食及び夕食）については献立を作成し、事前に配布や掲示などにより保護者に知らせること。</p> <p>* 予定献立、実施献立は、施設長が献立の内容を関与、確認していることが分かるようにしておくこと。（書面に押印またはサインをする等）</p> <p>* 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。</p>

POINT

- ◆当日に献立を変更しなければならない場合には、アレルギー 食材の有無を確認し、子どもに安全な食事を提供できるようにしてください。
- ◆補食や夕食の献立は、月ぎめ延長保育利用児童がいない場合についても、スポット延長保育利用児童に対応できるよう、事前に献立を作成し、保護者に知らせてください。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条
 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」
 「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」
 「延長保育の実施について」別紙5（1）

「保育所保育指針」第3章
 「食事による栄養摂取量の基準」
 「民間保育所に対する運営費実施要綱」第5条（2）別表第1

14 延長保育の補食等について

延長保育の補食及び夕食の提供について

「延長保育事業の実施について」5.留意事項では、延長保育を利用する児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供することとされている。

POINT

- ◆保護者が補食は不要であるという申し出があった場合を除き、原則的には、延長保育を利用する児童に補食を提供すること。
- ◆延長保育の補食及び夕食の内容を保護者に知らせること。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条
「延長保育事業の実施について」別紙5（1）
「民間保育所に対する運営費実施要綱」第5条（2）別表第1

15 給食材料の用意、保管

観 点	基本的な考え方
給食材料を適切に用意、保管しているか	<p>*食品購入（の手続き）受払等は、適切に管理・把握しなければならない。そして、給食の規模の大小にかかわらず、発注・払出を伝票などで把握すること。</p> <p>*原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。</p>

POINT

- ◆発注書及び納品書に責任者（施設長）が関与すること。発注書は、発注前に施設長が押印またはサインする等、施設長の関与が明確にわかるようにする。
- ◆発注書及び納品書を適切な期間保管する。発注書や納品書が手元に残らない場合には、発注・納品の内容が確認できるように記録し保管すること。またレシートや領収書の場合には、購入したものがわかるように補記すること。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条 第17条
「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2（2）第2〔共通事項〕（3）
「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
「社会福祉施設における衛生管理について」
「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」

16 児童の状況に応じた配慮

観 点	基本的な考え方
児童の状況に応じた配慮をしているか	<ul style="list-style-type: none"> * 子どもの発達や状況に応じた食事を提供する。 • 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の状態等に応じ嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力のもと適切に対応をすること。 • 看護師や栄養士が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図る。
乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか	<ul style="list-style-type: none"> * 食品の種類・調理方法食材の切り方、(味付け等)に児童の身体的状況及び発達段階に応じた配慮をする。 * 子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行う。
食物アレルギーへの対応を適切に行っているか	<ul style="list-style-type: none"> * 食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーのある子どもへの対応は、誤配や誤食等の発生予防に努める。 * 生活管理表等を活用して、状況を把握するとともに日頃より危機管理体制を構築しておく。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条

「保育所保育指針」第1章、第2章、第3章

「食事による栄養摂取量の基準」

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第2〔共通事項〕(5)

17 衛生管理

食品衛生法等の改正により～

観 点	基本的な考え方
令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理を実施すること。	<ul style="list-style-type: none">* 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を給与する施設（集団給食施設）はHACCPに沿った衛生管理を実施すること。 * 「大量調理施設衛生管理マニュアル」はHACCPの概念に基づき策定されている。 * HACCPにおいて、食品への毛髪混入等による汚染を発生させないように <u>身だしなみを整える</u>とある。<ul style="list-style-type: none">• 0歳児の授乳は食事と捉え、身支度を整え、衛生的な環境で行うこと。• 児童の食事介助の際には、三角巾等で髪の毛を全て被う。 (異物混入防止にもつながる)

〔根拠法令等〕 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

〔参考資料〕 「大量調理施設衛生管理マニュアル」

「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」

18 検便

観 点	基本的な考え方
<p>調理従事者及び調乳担当者の月一回以上の検便を適切に実施及び確認して従事させているか。 (雇入れの際及び当該業務への配置換えの際にも、検便を実施しているか。)</p> <p>検便検査の結果を適切に保管しているか。</p>	<p>* 調理従事者及び調乳担当者については、その雇入れ時及び配置換えの際並びに月1回以上、必ず検便を実施し、施設長は検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させる。</p> <p>* 赤痢・サルモネラ、O-157について検査すること。</p> <p>* 10月～3月までの間には、月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p> <p>* 検便結果は適切に保管すること。</p>

POINT

◆系列園又は委託業者から応援に来る調理従事者についても、検便の結果を施設長が確認し、その記録を保管しておくこと。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法」第51条、第68条

「食品衛生法施行規則」第66条の2 別表第17

「食品衛生等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」「保育所設置認可等事務取扱要綱」

「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」「社会福祉施設における衛生管理について」

「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」

「児童福祉施設等における衛生管理等について」「労働安全衛生規則」第47条

19 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検

観 点	基本的な考え方
調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	<p>* 調理従事者及び調乳担当者は、日々業務に従事する前に健康チェックを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調理従事者及び調乳担当者は、自身の健康状態（下痢、嘔吐、発熱等感染症が疑われる症状がないか、手指に傷や化膿創等がないか）について、日々業務に従事する前にチェックし、記録する必要がある。 健康チェックは個人別、項目別に記録する。
調理室、食材等の衛生管理は適切か。	<p>* 調理室の衛生管理について、毎日自主点検を行い、衛生管理点検票等を用いて記録する。</p> <p>* 調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。</p> <p>* 水筒の取り扱いについて 児童が水分補給のため直接口をつけて飲用する水筒の取り扱いは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水筒は洗浄・消毒を適切に行うこと。 水筒は、適切な洗浄をせず長時間使用することを避けること。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法」第51条、第68条

「食品衛生法施行規則」第66条の2 第66条の3 別表第17 別表第18

「食品衛生法施行令」第34条の2 「食品衛生等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第5条 第12条

「保育所設置認可等事務取扱要綱」第2-7(3)「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」

「社会福祉施設における衛生管理について」

「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」

「水筒の取り扱いについて」大田区私立認可園長会資料

20 食中毒事故対策

観 点	基本的な考え方
食中毒事故の発生予防を行っているか	* 新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に、調理、盛りつけ時の衛生（なま物はなるべく避け、加熱を十分に行う、盛り付けは手で行わない等）には十分留意すること。
食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか	* 食中毒事故の発生あるいは疑いが生じた場合には、医師の診察を受けるとともに保健所に連絡し、指示を仰ぐ等の措置を講じ、事故の拡大を最小限にとどめるよう徹底すること。
検査用保存食を適切に保存しているか	* 検査用保存食は原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20℃以下で2週間保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌を行わず、購入した状態で保存すること。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法」第51条、第68条

「食品衛生法施行規則」第66条の2 第66条の3 別表第17 別表第18

「食品衛生法施行令」第34条の2

「食品衛生等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第12条 「保育所保育指針第3章」

「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」「児童福祉施設等における衛生管理等について」

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙第1-2(2)[共通事項](6) 「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」

「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」

「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」「社会福祉施設における衛生管理について」

「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」 「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」

21 検食

観 点	基本的な考え方
検食を適切に行っているか • 検食の記録を作成しているか。	* <u>検食を食事提供前に行い</u> 、異味、異臭、その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること。 * 検食した結果を記録すること。 <u>日時、検食者、検食結果、異味、異臭、その他の異常（異物混入等）、施設長の確認（押印又はサイン）</u>

POINT

- ◆ 保育園で提供するおやつ、食事、延長保育の補食及び夕食について検食を行い、その結果を記録することが必要である。

〔根拠法令等〕 「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」

22 営業の届出等

食品衛生法等の改正により～

観 点	基本的な考え方
営業の届出をしているか。	*従来 of 食品製造業等取締条例に基づく給食供給者の届け出は廃止。 *集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在を管轄する保健所等に届け出なければならない。 (令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない)
食品衛生責任者を選任しているか。	*集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 *食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講したものを当てることが可能。
特定給食施設の栄養管理報告をしているか。	*特定給食施設（1回100食以上または、1日250食以上の給食を提供する施設）については、保健所に対し栄養管理報告を年2回（5月・11月）行う。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法」第51条、第68条

「食品衛生法施行規則」第66条の2 第66条の3 別表第17 別表第18

「食品衛生法施行令」第34条の2 「健康増進法施行細則」第6条

「食品衛生等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

23 調理業務委託

観 点	基本的な考え方
調理業務を委託している場合に、適切に行っているか	*施設と受託業者との業務分担及び経費負担等、必要な事項が記載されていることを確認したうえで、契約書を取り交わすこと。

POINT

- ◆施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、食事の質が確保されるようにする。
- ◆施設は、児童の状況に合わせた（年齢、発達、体調不良、食物アレルギー、障がい等）食事が提供できるよう、委託業者と連携し、適切な対応をしていくことが必要である。

〔根拠法令等〕

「保育所における調理業務の委託について」

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第2〔共通事項〕(7)

24 保健計画

観 点	基本的な考え方
保健計画を作成しているか	* 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

POINT

- ◆保健計画に基づき実践したことを記録し、定期的に評価反省を行い、今後の計画にいかすこと。
- ◆施設長は、保健計画立案時や評価反省の記入後に内容を確認し、押印またはサインすること。ICT化等で確認したことが記録できない場合は、確認表を作成するなど工夫するとよい。

25 児童健康診断

観 点	基本的な考え方
健康診断を適切に行っているか	* 入所した児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
健康診断の記録を作成しているか 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか	* 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し活用するとともに保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにする。
0歳児の健康診断を適切に行っているか	* 健康管理の徹底を図るため嘱託医の積極的な協力を求め、少なくとも月1回以上の健康診断を行うこと。 ※健康診断日、健康診断結果に嘱託医の押印又はサイン等の記録をする。

POINT

- ◆健康診断を欠席した児童についても、健康診断を行い未受診にならないようにすること。
- ◆健康診断受診後は、健康診断記録に、健康診断日、健康診断結果、嘱託医の押印またはサイン等を記録し、記入漏れがないかを確認すること。
- ◆保護者に健康診断結果を連絡する際には、口頭だけではなく健康カードや健康診断結果表等を使用し知らせること。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第14条、第46条

「学校保健安全法」第11条、第13条、第17条 「学校保健安全法施行令」「学校保健安全法施行規則」

「保育所保育指針」第3章「保育所における嘱託歯科医の設置について」

「民間保育所に対する運営費実施要綱」第7条

26 健康状態の把握

観 点	基本的な考え方
日々の健康状態を観察しているか。	* 一人一人の子どもの心身の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。
必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	* 保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察する。 * 子どもの疾病の疑いや障がい認められた場合には、保護者に連絡する。 * 嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。
身長・体重等の測定を定期的に行っているか	* 子どもの健康状態並びに発育状態について、定期的、継続的に、必要に応じて随時把握する。 * 身長・体重の測定を <u>定期的に行う</u> 。(月1回、測定日を決めて計測する等)

POINT

◆身長・体重を計測する日に欠席した場合は、後日、登園した時に計測をすること。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第46条
「保育所保育指針」第1章 第3章

27 虐待等への対応

観 点	基本的な考え方
児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態を観察しているか	*子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、民生委員、児童委員、保健所等）と連携し、適切な対応を図ること。
虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか	*虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、職員一人ひとりの気づきを子ども家庭支援センターに確実に連絡する。

POINT

- ◆自園の虐待防止対応マニュアル、虐待発見から通告までの手順、チェックリスト等作成するとよい。
- ◆虐待の疑いのある児童が在籍している場合（心配な児童や家庭）、保育士等の気づきや園における対応、関係機関との連携状況等について、大田区「児童虐待対応マニュアル」の「虐待通告の手順 虐待に気づくためのチェックリスト」等を活用し、時系列に記録に残すこと。

〔根拠法令等〕

「児童虐待の防止等に関する法律」第5条、第6条 「児童福祉法」第25条

「保育所保育指針」第3章、第4章 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」第7条

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」

〔参考資料〕

「児童虐待対応マニュアル」（大田区）

28-1 疾病等への対応

観 点	基本的な考え方
<p>体調不良等への対応を適切に行っているか</p> <p>感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。</p> <p>食物アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡する。 * 嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。 * 看護師等が配置されている場合にはその専門性をいかした対応を図る。 <p>* 感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 医師の指導、指示のもとに対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> • 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 • 環境面における対策、安全性を最優先とした対策をとる。 (食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別の対応をとる等) * 関係機関と連携して保育園の体制構築など、安全な環境整備を行うこと。 * 全職員を含め、関係者の共通理解の下で組織的に対応すること。

POINT

- ◆ 感染症のまん延につながるおそれがあるので、児童及び職員がタオルを共同で使用しないこと。
- ◆ アレルギーや熱性けいれん等、特別な対応が必要な児童について、緊急時の対応や役割分担など全職員で共有すること。
- ◆ 誤食防止の取組について、誤食の主な発生要因となる人的エラーを防ぐために保育所の職員全員で認識を共有し、対策を行うこと。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第12条 第46条
「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

「保育所保育指針」第3章

28-2 疾病等への対応 (感染症への対応)

観 点	基本的な考え方
感染症の予防対策を講じているか	* 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。
感染症再発防止対策に園全体で取り組んでいるか	* 感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。
感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所へ報告しているか	* 看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。

POINT

◆個別タオルは重ならないようにし、歯ブラシ、コップ（うがい用）については衛生管理に努めること。

〔根拠法令等〕

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第12条

「保育所保育指針」第3章

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」

29-1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

観 点	基本的な考え方
乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止策を講じているか 睡眠チェック表を作成しているか	* 乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 * SIDS予防の観点から、医学上の理由を除き、うつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の状態をきめ細かく観察する等、基本事項を遵守すること。1歳以上であっても、子どもの状況により仰向けに寝かせること。また、預けはじめの時期については、特に注意し、きめ細やかな見守りが必要である。

POINT

- ◆ 横向き寝も仰向け寝に直し、仰向け寝を徹底しましょう。
- ◆ うつぶせ寝や横向き寝をあおむけ寝に直したら、直したことがわかる記録を付けてください。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第2章、第3章

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)・第2[共通事項](2)

「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」

「児童福祉施設における事故防止について」

「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

29-2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。



うつぶせ寝



横向き寝



仰向け寝

仰向け寝を徹底
しましょう

29-3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

安全対策の徹底

(1) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止対策

1. 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が判別できるくらいの明るさを保つ。
2. 乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員が見守ること。
3. 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向け寝を徹底すること。
4. 睡眠時のチェック間隔は、0歳児は5分に1回、1・2歳児は10分に1回が望ましい。
5. 保育室内の禁煙を徹底する。
6. 厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない。
7. 保護者と緊密なコミュニケーションを取る。

POINT

- ①子どもの様子や健康状態、睡眠時の癖等を把握しておきましょう。
- ②預けはじめの時期や体調不良等の時には、細やかに観察をしてください。

〔根拠法令等〕 「保育施設等における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」

29-4 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

【睡眠チェックの項目、記入例】

(記入例1) ↑仰向け寝 ↓うつ伏せ ←左横向き →右横向き * 仰向け寝に直したら○をつける

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童名	姿 勢	↑	→	↑	↓
	呼吸・体温等	✓	✓	咳	✓
	確認者名	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(記入例2) あ…仰向け み…右横向き ひ…左横向き う…うつ伏せ

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童名	姿 勢	あ	み → あ	う → あ	ひ → あ
	呼吸・体温等	咳込む	✓	✓	✓
	確認者名	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

【睡眠チェック項目】

①児童の寝付きや睡眠中の姿勢
(毛布等が顔にかかっていないかを含む)

②顔色(顔面、唇の色等)

③呼吸の状態(鼻や口の空気の
流れや音の確認、胸の動きの
確認)

④体温(体に触れて確認)

⑤確認した職員の名前を記録

◆どちらも、仰向け寝に直す前の姿勢を書き、うつ伏せ寝や横向き寝を仰向け寝に直したら、直したことがわかる記録を付けてください。

◆各施設で、記録しやすい方法を検討し、職員で共通理解を図ってください。

30-1 児童の安全確保（事故防止・事故発生時の対応）

観 点	基本的な考え方
児童の事故防止に配慮しているか	<p>* 事故防止のために、子どもの心身の状態を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下、安全指導を行うこと。</p> <p>* 事故防止の取り組みを行う際には、特に、<u>睡眠中</u>、<u>プール活動・水遊び中</u>、<u>食事中</u>等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、室内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>
事故発生時、適切に対応しているか	<p>* 傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡をするとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。 看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。</p>
事故報告は速やかに行われているか	<p>* 児童に事故があったときは、区長に対し「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」（平成27年5月20日付け27こ保発第10521号）に基づき速やかに事故報告書を提出しなければならない。また、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、区市町村（大田区）から東京都に報告し、東京都から国へ報告をすることになっている。</p>
損害賠償保険に加入しているか 損害賠償保険の内容が適切か	<p>* 学校安全会、損害保険に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。</p>

30-2 児童の安全確保 (事故発生時の対応)

POINT

- ◆事故が発生した場合には、事故の経過及び対応を事故報告書に記録し、速やかに区へ報告すること。
(大田区の書式(第7号様式)を使用すること)
- ◆保護者への連絡は、早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明をすること。
また、保護者の受け止めの様子についても記録すること。
- ◆事故簿、けが簿、ヒヤリハット簿には必要な事項を細やかに記録し、事故発生原因やその対策については、保育の観点から分析し、園全体で確認し再発防止に努めること。

〔根拠法令等〕

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第32条

「民間保育所に対する運営費実施要綱」第17条

「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」

「保育所保育指針」第3章

「児童福祉施設における事故防止について」

「児童福祉施設等における児童の安全確保について」

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)(7)

「特定教育・保育施設における事故発生時等の対応について」

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」

「保育所における事故防止について」

「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」

30-3 児童の安全確保（窒息・誤嚥等の対応）

- 1 危険な場所、設備等を把握しているか。
- 2 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に置かれていないかなどについて、保育室内に及び園庭内の点検を定期的実施する。（令和3年4月1日～都指導検査基準の基本的な考え方・観点に追加）
 - ・施設、事業者は、予め点検項目を明確にし、定期的実施したうえで文章として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある個所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。
- 3 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
 - ・過去に、誤嚥、窒息、などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。

POINT

- ◆保育で使用する玩具や物については、窒息の可能性のある大きさ、形状、部品が外ずれないように工夫等子どもの行動にあわせたもの、子どもがに身に付けている場合のある誤嚥につながるもの（髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石等）などを日頃から点検する。
- ◆食事中は、年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して食事の介助および観察をする。

内閣府「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第3章

「児童福祉施設における事故防止について」

「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)

〔参考資料〕

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」内閣府

30-4 児童の安全確保（食事に関する誤嚥等による窒息のリスクとなるもの）【参考】

食事の介助をする際の注意として…



Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える(一回で多くの量を詰めすぎない)。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する(口の中に残っていないか注意する)。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

誤嚥・窒息につながりやすい食物
例：（給食での使用を避ける食材）



① 給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	プチトマト	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ	加熱すれば使用可
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
	餅	
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)	白玉団子	つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い
	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう

参考:厚生労働省(平成28年3月)

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

30-5 児童の安全確保 (保育所等における死亡の事例 【保育中】)

○ 窒息死 4歳・男児

遊戯室で節分の行事を行い、本園児入り豆を食べた。その後、歌を歌ったり、遊んでいたが、園児の集団から歩いて離れ、突然うつ伏せになり右手で床を数回叩いた後、仰向けになった。主任が隣の事務室に本園児を搬送、園長が119番通報し、看護師が心肺蘇生及びAEDを装着した。AEDの解析結果は「ショック不要」であった。救急車で病院に搬送されたが、同日死亡した。

○ 窒息死 4歳・男児

給食中、デザートのカボチャを食べている際に、本園児が急に席から立ちあがった。鼻水が出ており苦しそうな表情をしていたため、すぐに担任が異変に気づき、背中を叩いて異物除去を試みたが、異物は出てこなかった。副園長が119番通報し、救命技能を有する職員が再度異物除去を試みたが、異物は出てこず、胸骨圧迫及びAEDを装着した。AEDの解析結果は「ショック不要」であった。救急車で病院に搬送されたが、同日死亡した。

30-6 児童の安全確保（プール・水遊び時の事故防止）

* プール・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。

- 水の外で監視に専念する職員を配置する。
- 監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。

POINT

- ◆ 監視者は監視に専念、監視エリアをくまなく監視する。
- ◆ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ◆ 事故が発生したときに備えて心肺蘇生法をはじめとした応急手当等及び119通報を含めた緊急事態への対応について実践的な訓練を行う。

内閣府「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第3章

「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」

「児童福祉施設における事故防止について」「児童福祉施設等における児童の安全確保について」

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)

〔参考資料〕

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」内閣府

「保育者等での保育における安全管理の徹底について」

30-7 児童の安全確保（園外保育時（散歩等含む）の事故防止）

- 1 園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。
*職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。
- 2 目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等、子どもの迷子（見失い）・置き去り防止を行う。散歩時の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して、徹底すること。
- 3 散歩時の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。
*散歩等の園外保育については、事前に散歩経路や目的地を確認し、園全体で危険箇所の把握・共有をするとともに、園外保育時の職員体制と役割分担、緊急時の連絡方法や手順等対応について検討し必要な対策を実施すること。
- 4 散歩に出かける際には、出発時間、到着予定時間、帰園予定時間、実際の帰園時間、子どもの人数、引率する職員等を記録するようにすること。

POINT

◆遊具の使用対象年齢は、その年齢であれば安全に楽しく遊べる目安として設定されているので、子どもの年齢発達に合わせた目的地を選んで出かけるとうい。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第3章 「児童福祉施設における事故防止について」
「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)

〔参考資料〕

「保育所における園外活動時の留意事項について」

別添「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」

ヒヤリハット簿

・子どもが、公園遊び中に木の後ろに隠れて姿を見失いそうになった。

事故報告書の提出

・公園から帰園のため目視で人数確認をした。園に到着し、再度人数確認をしたところ、子どもがいないことに気づき公園に迎えに行く。

・子どもが公園から歩道に出てしまったところを一緒に活動していた他園の保育者が気づき、自園の保育者のところにつれてきてくれた。

★園児の見失い等は、一瞬の空白の時間でも、保育士が児童の所在を見失うことで重大事故に至る危険性のある事態です。

例えば、交通量が多い道路や川・水路があった場合、重大事故につながる場合があります。公園内外の死角の確認、保育士の立ち位置を明確にして保育してください。また、職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、目的地への到着時や出発時だけでなく、必要に応じて随時、人数や健康状態を確認してください。

※置き去り、見失いは園内でも起きる可能性があります。→ 例：子どもが園外に出て一人で帰宅した。

例：室内に一人でいたことに気づかなかった。

※置き去り、見失いが発生した場合には、速やかに区へ連絡をしてください。

30-9 児童の安全確保（保育所等における障害の事例【保育中】）【参考】

○歯牙障害 5歳・男児

園庭の鉄棒で遊んでいる他の園児の近くにいたところ、他の園児が足を振り下ろした靴が本園児の口に当たり、歯を負傷した。

○上肢切断・機能障害 2歳・男児

園庭で戸外遊び中、複合遊具から泣きながら走ってきたので、見ると左肘がひどく腫れていた。手術により、左肘部の変形、線状痕が残り、左肘関節の機能が低下した。

○足指切断・機能障害 2歳・女児

保育中、保育室で食器を片付けているとき、手を滑らせてコップを落とした。コップが机に当たり割れて床に落ち、割れたコップの破片を踏み右第1趾の機能を失った。

○下肢切断・機能障害 3歳・男児

公園で鬼ごっこをしていた際、タッチされて転んだ。左下肢の短縮障害が残った。

○外貌・露出部分の醜状障害 1歳・男児

戸外遊び前、保育士が園児に排泄を促し、声を掛けていたときに、保育室のかばん掛けのフックが右頬を貫通した。口部に線状痕が残った。

30-10 児童の安全確保（事故報告について）

大田区	東京都	国（厚生労働省）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設で怪我等により事故報告書を作成した場合 2. 食物アレルギー関連 （発症がなくとも施設の不注意で誤飲食があった場合） 3. 食物アレルギーの発症 （施設及び保護者が把握している以外で発症した場合） 4. 重大事故につながるおそれがある事故 （迷子、置き去り、連れ去り、見失い等）が発生した場合 <p>〔根拠法令等〕 「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症もしくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき 2. 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合 3. その他、児童の生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告する 4. 1から3に係る事案が発生した場合には、再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じるとともに、その内容を区市町村の主管部署に報告すること。 <p>〔根拠法令等〕 「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について」</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡事故 2. 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること） <p>〔根拠法令等〕 「特定教育・保育施設等における事故の報告について」</p>

◎保育施設等において、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、都道府県または市町村（特別区含む）による教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証委員会を開催し、事実関係の把握を行い死亡したまたは重大な事故にあった子どもやその保護者等の視点にたって必要な再発防止策を検討する。（教育・保育施設における重大な事故の再発防止のための事後的な検証について 別紙より）

31 負担させることが適当でない持ち物

◆保護者に負担させることが適当でない持ち物等は、以下の通りです。(制限列挙)

- ①0歳児から2歳児までの連絡帳
- ②昼寝用の布団、上掛け、毛布等
ただし、シーツ・布団カバー類、タオル、タオルケットを除く)
- ③給食用食器（コップ、箸、スプーン等を含む）
- ④哺乳瓶
- ⑤台布巾
- ⑥個人のもので持ち帰れない文房具類、絵本等（共用の糊など）
- ⑦オムツの廃棄費用
- ⑧給食費
- ⑨延長保育の補食費

〔根拠法令等〕

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条

「私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について（通知）」